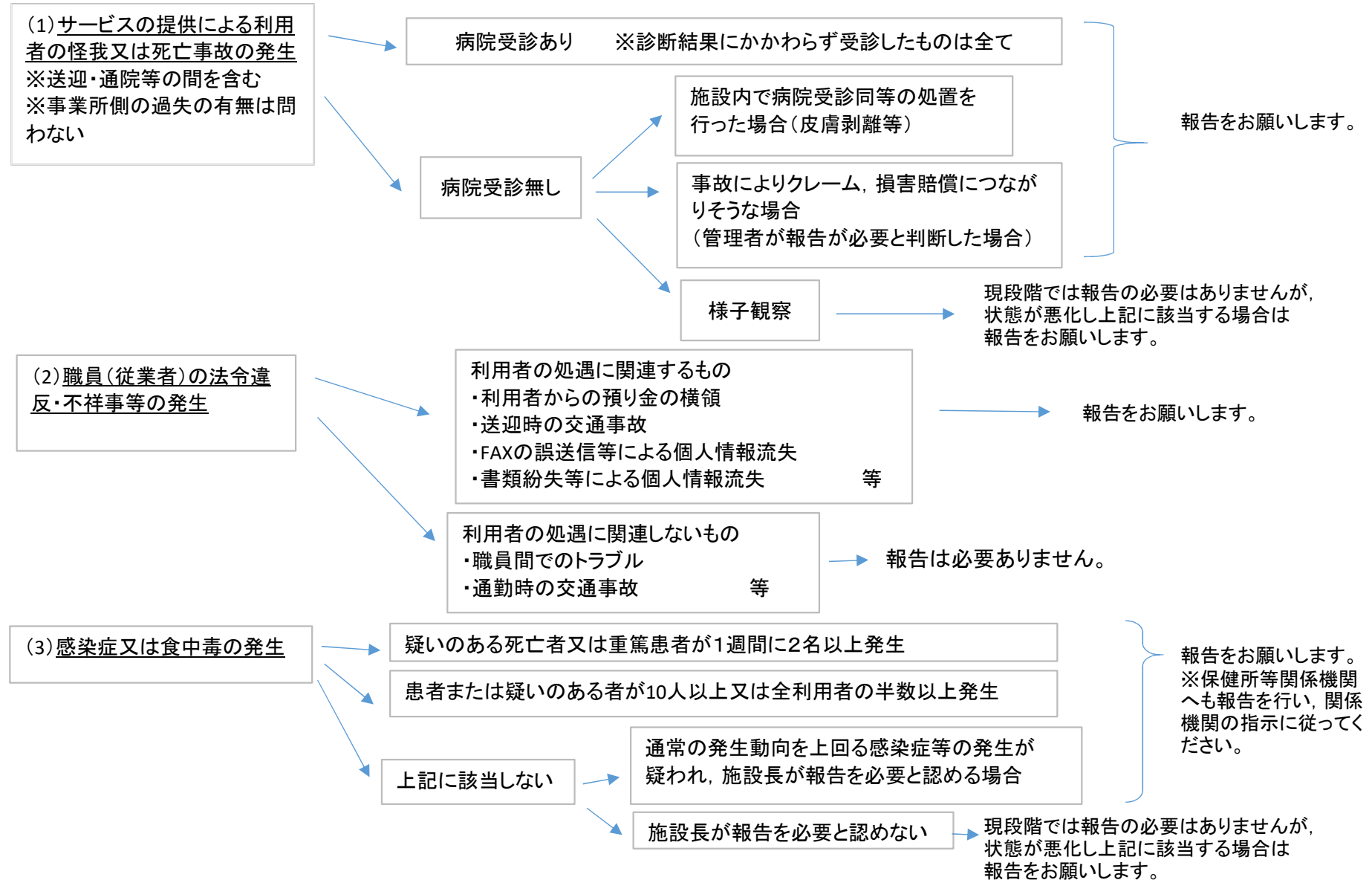


事業者が事故報告を行う範囲



(4)その他, 報告が必要と認められる事故の発生

- ①利用者が死亡, けが等, 身体的又は精神的被害を受けた場合
- ②利用者が経済的損失を受けた場合
- ③利用者が加害者となった場合
- ④その他, 事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

- (例)
- ・誤薬, 残薬による体調不良での受診
 - ・誤飲, 誤嚥による体調不良での受診
 - ・利用者同士のトラブル
 - ・外部者の犯罪
 - ・火災等, 災害による施設設備等の罹災
 - ・離設等にて, 行方不明になり事業所外の者が捜索にかかわったとき
 - ・虐待が疑われる場合